

命 令 書

東京都北区滝野川三丁目3番1号
申立人 全日本金属情報機器労働組合
中央執行委員長 生熊 茂実

東京都北区滝野川三丁目3番1号
申立人 全日本金属情報機器労働組合東京地方本部
執行委員長 小山内 文春

東京都港区赤坂二丁目20番6号
申立人 全日本金属情報機器労働組合日本アイビーエム支部
中央執行委員長 大岡 義久

東京都中央区日本橋箱崎町19番21号
被申立人 日本アイ・ビー・エム株式会社
代表取締役 マーティン・イエッター

上記当事者間の都労委平成24年不第80号事件について、当委員会は、平成25年8月6日第1591回公益委員会議において、会長公益委員荒木尚志、公益委員白井典子、同房村精一、同篠崎鉄夫、同岸上茂、同後藤邦春、同稻葉康生、同馬越恵美子、同平沢郁子、同栄枝明典、同水町勇一郎の合議により、次のとおり命令する。

主 文

1 被申立人日本アイ・ビー・エム株式会社は、本命令書受領の日から1週間以内に、下記内容の文書を申立人全日本金属情報機器労働組合、同全日本金属情報機器労働組合東京地方本部及び同全日本金属情報機器労働組合日本アイビーエム支部に交付するとともに、同一内容の文書を55センチメートル×80セン

チメートル（新聞紙2頁大）の大きさの白紙に、楷書で明瞭に墨書して、会社本社内の従業員の見やすい場所に、10日間掲示しなければならない。

記

年 月 日

全日本金属情報機器労働組合

中央執行委員長 生熊 茂実 殿

全日本金属情報機器労働組合東京地方本部

執行委員長 小山内 文春 殿

全日本金属情報機器労働組合日本アイビーエム支部

中央執行委員長 大岡 義久 殿

日本アイ・ビー・エム株式会社

代表取締役 マーティン・イェッター

当社が、平成24年9月18日から20日までの間に行つた貴組合らの組合員に対する解雇予告の件を、同月21日に予定されていた団体交渉の議題としなかったことは、東京都労働委員会において不当労働行為であると認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないよう留意します。

（注：年月日は、文書を交付又は掲示した日を記載すること。）

- 2 被申立人会社は、前項を履行したときは、速やかに当委員会に文書で報告しなければならない。

理由

第1 事案の概要及び請求する救済の内容

1 事案の概要

被申立人日本アイ・ビー・エム株式会社（以下「会社」という。）は、平成24年9月18日から20日にかけて、申立人ら（以下、申立人ら3労働組合を合わせて「組合」という。）の組合員に対し、技能や業績が低いとの理由で普通解雇を予告した。その際、会社は、会社の指定する日までに自主退職の意思を示せば、解雇を撤回して自主退職扱いとし、退職加算金の付加や再就職

支援等を行うと通知した（以下、この自主退職の意思を示す期限を「自主退職期限」という。）。これに対し、組合は、会社に抗議するとともに、解雇预告を受けた組合員の中に自主退職期限が9月21日である者が2名存在することから、同日に予定されていた団体交渉の議題に上記2名を含む組合員に対する解雇预告の件も加えるよう求めたが、会社は、同日の議題は決まっているから、新たな議題については別途期日を設定したい等として、これに応じなかった。このため、9月21日、組合は、会社に対し、組合員に対する解雇预告に係る同日付要求書を提出した。

9月21日の団体交渉において、予定されていた議題の交渉が終了した後、組合は、同日付要求書の趣旨説明を行った上で、組合との協議に入るまで組合員の解雇を延期するよう要求したが、会社は、現時点で解雇の日付を変更する考えはない等と述べ、組合の要求には応じなかった。

本件は、24年9月18日から20日までの間に行われた組合員に対する解雇预告の件を、会社が同月21日に予定されていた団体交渉の議題としなかったことが、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか否かが争われた事案である。

2 請求する救済の内容の要旨

- (1) 組合員に対して24年9月18日から20日にかけて行った解雇预告通知について、同月21日に予定されていた団体交渉の議題とすることを拒否したことが不当労働行為であると確認すること。
- (2) 今後、組合員に対して解雇预告通知を行う場合、自主退職期限の前に組合との団体交渉に応ずること。
- (3) 陳謝文の掲示

第2 認定した事実

1 当事者

- (1) 申立人全日本金属情報機器労働組合（以下「J M I U」という。）は、金属、機械及び情報機器に関連する産業の労働者らが組織する全国組織の産業別労働組合であり、本件申立時の組合員数は、約8,000名である。

申立人全日本金属情報機器労働組合東京地方本部（以下「東京地本」という。）は、主として東京都内のJ M I Uに加入している労働者らが組織する労働組合であり、本件申立時の組合員数は、約3,000名である。

申立人全日本金属情報機器労働組合日本アイビーエム支部（以下「支部」という。）は、J M I U 及び東京地本に加入している被申立人会社及びその関連会社の従業員らが組織する労働組合であり、本件申立時の組合員数は、約140名である。

- (2) 被申立人会社は、情報システムに関わる製品、サービスの提供等を業とする資本金1,353億円の株式会社である。

2 テクノロジー開発・デリバリー部門の解散に伴う人事問題

会社は、日本におけるシステムズ&テクノロジーグループ（S T G）のテクノロジー開発・デリバリー部門（以下「T D & D 部門」という。）の事業を平成24年9月30日までに廃止することを決定しており、組合と会社との間では、同部門の解散（閉鎖）に伴う人事問題（社内の他部門への異動、社外への転身、整理解雇等）について、24年8月3日、24日、9月5日及び14日に団体交渉が行われた。

会社は、8月24日の団体交渉における組合の要求に対する9月3日付回答書により、「次回団体交渉期日として、9月21日（金）16:00～18:00（延長なし）を提案します。」と述べた。ここでの「次回」とは、既に日程が決まっていた9月5日の団体交渉の次という意味である。

その後、9月5日の団体交渉終了時に、組合が同月14日の団体交渉開催を申し入れ、同月14日の団体交渉において、次回団体交渉は、同月21日の16時から18時まで、T D & D 部門の解散に伴う人事問題を議題として行う予定とされた。

なお、それまでの組合と会社との団体交渉においては、交渉時間が2時間又は「2時間延長なし」と予定されていた場合でも、実際には時間を30分程度延長して行われることが多かった。

[甲9・11、乙1・5、1審p3～4・12～14・34～37・47～48・63]

3 組合員に対する解雇予告と9月21日の団体交渉議題を巡るやり取り

(1) 9月18日のやり取り

① []に対する解雇予告

24年9月18日13時頃、会社は、組合員[]（以下「[]」という。）を呼び出し、同日付「解雇予告通知及び解雇理由証明書」（以下「解雇